

平成 22 年度事業計画及び収支予算策定の基本方針

現在世界は米国における金融危機を契機とする歴史的不況からの脱却を模索していますが、このような中においても環境・エネルギー問題への抜本的対応は待ったなしの状況となっています。

特に温室効果ガスの削減については、我が国も COP15 の国際的議論の過程で、公平かつ実効性のある国際的枠組の構築等を前提として、「2020 年に 1990 年比で 25%削減する」との目標を表明しました。

これを踏まえ、現在「低炭素型社会の実現」に向けあらゆる政策を総動員する方針が明確にされていますが、この中で省エネルギーが最も中心的対策の一つとなることは衆目の一致するところです。

また我が国は、世界最高水準の省エネルギー先進国として、既にその技術・活動が国際的に高く評価されており、このため海外からは省エネルギー分野の協力による国際的貢献が一段と求められるようになっていきます。

さらに、直近の対応として、2008 年改正の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が本年 4 月から本格施行され、エネルギー管理の義務付けがこれまでの工場・事業場単位から新たに事業者単位となる等大幅な変更に伴い、様々な場面で新たな省エネルギー対策が必要となります。

このように我が国内外或いは長期・短期に亘り省エネルギーのニーズが一層高まる中で、専門的かつ中核的な実施機関として省エネルギー推進を担当してきた当センターに対する期待もより高度なものとなっています。

このため、当センターとしては、従来から培ってきた技術やノウハウ等を生かして省エネルギーに係る政策や有効な技術・知識の普及、人材育成等の活動をさらに積極化していくこととしています。

かかる観点から平成 22 年度は、後述の事業計画書にあるように、

- I. 産業における省エネルギー推進支援
- II. 省エネ型機器の普及等による国民的省エネルギー活動の支援
- III. 省エネルギー関連人材の育成・活動支援
- IV. 国際協力の推進
- V. 国家試験・研修・講習の実施

を柱として、より効果的かつ効率的に対象の事業を実施していくこととしています。

また、政府が進める公益法人改革の中で、当センターには、公益性を保持しつつ民間専門機関としての活力を従来以上に発揮することが求められる状況となっています。このため、既に当センターとして自主的な企画による事業に積極的に取り組んでいますが、平成 22 年度は産業、民生、運輸等における省エネルギーや二酸化炭素削減のニーズを踏まえて、このような自主事業の一層の拡大・強化に努めます。

さらに、現在施行されている公益法人制度を踏まえ、新たな法人形態への移行を適確に行うよう具体的に検討していきます。

平成 22 年度の収支予算については、事業計画を踏まえるとともに法人運営の適正化に十分留意しながら作成しました。

この中で国からの受託事業等については、競争入札が原則となり、また発注時期や規模・内容がまだ明らかでないものがある等現時点では不確定な要素があります。このような中で当センターとして提案・企画能力、コスト競争力を強化し積極的に応札していきますが、公益法人への発注等に係る国側の統一の方針もあり、平成 21 年度比では減少が見込まれます。

このため、自主事業をさらに積極的に企画・実施することとしていますが、予算規模全体は平成 21 年度に比べ減少するものと見込んでいます。

以上のように、現在当センターに対しては、我が国内外における省エネルギーへの取り組み強化の中でその活動への期待が高まる一方、法人運営についても制度上の新たな要請がなされるなど省エネルギー推進専門機関としてレベルアップが求められています。

当センターとしては、このような状況を真摯に受け止め、より適確な事業運営に向け役職員一丸となって対応していくこととしています。

【 目 次 】

事業計画書.....	1
I. 産業における省エネルギー推進支援.....	1
(1) 省エネルギー診断指導.....	1
(2) 工場の省エネルギー、トップランナー基準等に係る調査.....	1
(3) 改正省エネ法、関連技術等に係る情報提供.....	2
(4) 二酸化炭素削減対策への貢献.....	2
(5) 賛助会員へのサービスの拡充.....	2
II. 省エネ型機器の普及等による国民的省エネルギー活動の支援.....	3
(1) 省エネ型機器に関する情報提供.....	3
(2) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援.....	3
(3) ENEX2011 の開催等.....	4
(4) エコドライブの普及推進.....	4
III. 省エネルギー関連人材の育成・活動支援.....	5
(1) 教育講座による企業・団体等における人材育成の支援.....	5
(2) その他関連人材の育成・活動に係る支援.....	5
(3) 省エネルギーの教育素材ともなる月刊誌、単行本及び手帳の発刊...	6
IV. 国際協力の推進.....	7
(1) 専門家の派遣.....	7
(2) 研修生の受入.....	7
(3) アジア省エネルギー協力センターの運営.....	7
(4) 省エネルギー等ビジネス国際協力の推進.....	7
V. 国家試験・研修・講習の実施.....	8
(1) エネルギー管理士試験の実施.....	8
(2) エネルギー管理研修の実施.....	8
(3) エネルギー管理講習の実施.....	8

※ 特に記載のない事業は [受託事業]

事業計画書

I. 産業における省エネルギー推進支援

工場、事業場等各種産業において現場でのエネルギー管理、技術の向上等に重点を置いた省エネを推進するため、当センターがこれまで培ってきた省エネ技術、ノウハウを活かして、診断指導、調査、二酸化炭素削減対策支援等を実施する。

また、改正省エネ法等関連政策や省エネ関連技術、管理手法等について最新情報の提供を強化する。

(1) 省エネルギー診断指導

1) 工場及びビルに対する診断指導

[補助事業]

中堅工場及び業務用ビルに対し、専門家を派遣し、エネルギー効率改善の具体的な手法などの診断指導を行い、省エネ対策の普及指導に努める。

約1,200件の診断指導を行い、得られたデータを統計的に集計解析して公表するとともに、工場や自治体、学校、スーパー、ホテル、百貨店等ビル等の各種事例については、それらの実態に応じた省エネ対策の普及指導のために活用する。

2) 各自治体、団体等の要請による診断指導

[自主事業]

各自治体、団体等からの要請を受け、これまでに培われたノウハウを活かして省エネ診断指導を実施する。

(2) 工場の省エネルギー、トップランナー基準等に係る調査

1) エネルギー管理指定工場等に係る調査

省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に対して行う現地調査（工場総点検）を支援するため、エネルギー使用設備に係る「工場判断基準」の遵守状況の確認、業種別や荷主を対象としたエネルギー使用実態等の分析・評価を行う。

また、省エネ法の特定事業者やエネルギー管理指定工場における定期報告書及び中長期計画書について、データベース化、原単位改善や判断基準遵守等の状況分析等を行う。

2) ビルのエネルギー管理等に係る調査

業務用ビルについて、省エネの取り組みを定量的に把握・評価する手法や制度の検討に向けた調査、関連データの整備を行い、ビルラベリング基礎調査を行う。

3) トップランナー基準、ISO50001に係る調査

トップランナー基準の見直し予定の給湯機器について、使用実態調査を行い、エネルギー消費効率の測定方法及び評価方法を確立するための検討を行う。

また、エネルギーマネジメント国際規格として現在検討中のISO50001システムについて、ISOの規格案と我が国の省エネ法の定期報告等との間の整合性を分析調査する。

(3) 改正省エネ法、関連技術等に係る情報提供

1) シンポジウム等による改正省エネ法の定着支援

改正省エネ法の実施を支援するため、全国で開催するシンポジウム等を通じ、法の施行状況及び省エネ技術や対策事例等について情報提供を行うとともに、対象事業者等が行うエネルギー使用の把握、判断基準遵守に必要な管理標準作成、定期報告等について、その手法に係る理解を増進する。

2) 改正省エネ法・省エネルギー対策に係るQ&A

改正省エネ法に関する質問をはじめ、省エネの進め方、技術的質問等に対して、Webサイトの「よくある質問とその答えQ&Aコーナー」を拡充するとともに、E-mailで個別に応答する。

3) 「省エネ大賞（人材部門及び組織部門）」等を通じた情報発信

我が国企業、事業所等における特に優れた省エネ人材、事業者、実施事例を表彰する「省エネ大賞（人材部門及び組織部門）」の実施支援や関連情報の発信を通じ、省エネに係る技術、管理方法、人材育成手法等の向上を図る。

4) 省エネルギー技術・政策等に係る情報提供

Webサイト等を通じ産業の省エネ対策に資する最新の設備機器等の情報を提供するとともに、エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）、低金利融資、補助金等関係助成策について情報提供、適用に係る証明書の発行等を行う。

(4) 二酸化炭素削減対策への貢献

[自主事業]

1) 国内クレジット制度推進のための中小企業等に対する支援

排出量取引の国内統合市場の試行的実施に伴う国内クレジット制度推進のため、中小企業等に対し、二酸化炭素排出削減に係る診断及び排出削減事業計画策定等のソフト支援を行う。

2) 東京都の温室効果ガス排出総量削減義務の検証

東京都の環境確保条例に基づき、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務の検証機関として当センターを登録し、事業所が提出する地球温暖化対策計画書の検証を行う。

(5) 賛助会員へのサービスの拡充

[自主事業]

新たに「賛助会員専用サイト」を当センターのWebサイトに開設し、会員向けに改正省エネ法や省エネ対策への具体的対応等「耳寄り」の情報を提供する。

また、引き続き会員専用相談窓口によるきめ細かな個別対応、月刊「省エネルギー」誌や各種技術講座の内容充実・特典の提供、E-Mail配信によるタイムリーな省エネ情報の提供等を行う。

以上のサービス拡充を通じて、賛助会員の拡大を図る。

II. 省エネ型機器の普及等による国民的省エネルギー活動の支援

国民各層が行う省エネ活動については、最新の省エネ型機器に係る情報等を提供しながら、家庭やオフィス等で行う省エネの効果的な促進を図る。

このため、省エネ型製品等の情報を各種媒体を通じ具体的かつわかりやすく発信するとともに、企業、自治体、団体等と連携した展示会等のイベントの開催、省エネ普及専門家の協力等を通じた地域の省エネ実践活動の支援等を行う。

(1) 省エネ型機器に関する情報提供

1) 省エネ型製品の統一ラベルに係る情報提供

省エネ型製品の購入の際に利用されている統一ラベル等についての最新の情報を Web サイトから一般消費者、関連事業者等に提供する。

2) 家電製品、ガス・石油機器等の省エネルギー性能に係る情報提供

エアコン等の家電製品やガス・石油機器を対象に省エネ性能や製品の使い方に関する情報をカタログ、Web サイトにより提供するとともに、パソコン、業務用コピー機やエアコンについても同様の情報を Web サイトから提供する。

3) 国際エネルギースタンププログラムの推進支援

省エネ型のオフィス機器に係る国際的な任意登録制度の「国際エネルギースタンププログラム」に関し、対象機器の登録や Web サイトへの掲載を行うとともに、制度の普及活動や基準改定に関する調査等を実施する。

4) 「省エネ大賞（機器・システム部門）」を通じた優秀製品の情報提供

「省エネ大賞（機器・システム部門）」の実施支援を通じ、家庭、業務、自動車関連各部門における省エネ性に特に優れた機器・システムについて広く情報提供するとともに、企業における開発技術のレベルアップに資する。

5) 家電販売事業者を通じた省エネ型製品の普及支援

省エネ型家電製品の普及促進を図るため、該当製品や省エネ実践に係る消費者への情報提供等で成果をあげた家電販売店を「省エネ型製品普及推進優良店」として評価・決定し、特に取り組みの優れた店舗を表彰する。

(2) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援

1) 地域における省エネルギー活動の支援

[自主事業]

自治体等が地域住民を対象として開催する省エネ関連講座等について、地域で活躍している「省エネルギー普及指導員」等の協力の下省エネに係る知識や実践手法の普及を図る。

- 2) 「省エネナビ」による省エネルギー実践行動の支援
「省エネルギー普及指導員」等を通じて、消費電力量等の「見える化」を図った「省エネナビ」を家庭や学校、職場等に設置することにより、省エネ実践行動の意識を高める。また、設置された省エネナビのデータを収集し、削減効果等を分析する。
- 3) コンテスト等による省エネルギー実践行動の支援
次世代を担う小・中学生の省エネ意識の高揚、かれらを通じた家庭、学校、地域への省エネ実践行動の波及を図るため、省エネ実践に係るアイデアとその効果を評価する省エネコンテスト等を実施する。
- 4) 各種イベント、グッズ等による省エネルギー実践行動に係る広報・啓発 **[自主事業]**
企業や団体等と連携して、子供向けの環境教育セミナーやオフィス街での打ち水等のイベントを企画・運営し、身近でわかりやすい省エネ実践行動を広報する。
また、職場や家庭における省エネ実践行動の啓発を図るため、効果的なポスター、行動チェックシールや温度計シール等のグッズを有料配布する。

(3) ENEX2011 の開催等

- 1) ENEX2011 (第35回地球環境とエネルギーの調和展) の開催 **[自主事業]**
省エネルギー月間(2月)の主要行事として、省エネ・新エネ分野の総合展示会 ENEXを開催する。総合的なエネルギーフォーラムとして、優秀な省エネ・新エネに係る機器の最新情報や産業部門等で実施された省エネ対策事例の紹介等により、旬の情報の収集やビジネスネットワークの拡大に資する。
- 2) 省エネ家電普及促進フォーラムの運営支援
省エネ型家電製品の普及促進を通じ、家庭部門の省エネ推進を図ることをねらいとして、家電製品の製造事業者、販売事業者及び消費者団体が三位一体となって設立した「省エネ家電普及促進フォーラム」に関し各種事業の運営を支援する。

(4) エコドライブの普及推進

アイドリングストップ等エコドライブの普及・浸透、ドライバーのエコドライブ実践意識の向上を目的として、自治体や自動車教習所、団体、企業等と協力しつつ、ドライバーに対する講習会の開催、インストラクターや普及員の人材養成等を行う。

Ⅲ. 省エネルギー関連人材の育成・活動支援

企業等内或いは企業等を超えてニーズが高まっているエネルギー管理等に係る人材について、その育成を図るため各種教育講座を積極的に行うとともに、ビルの省エネ、地域の省エネ活動等に係る多様なエネルギー関連人材の育成を支援する。
また、エネルギー管理士資格者等の活動拡大を支援する等の観点から情報提供等を行う。

(1) 教育講座による企業・団体等における人材育成の支援 [自主事業]

- 1) 最新の省エネルギー技術、改正省エネ法の理解・習得促進
省エネの技術、現場における省エネ活動の理解・習得を目的として、最新の省エネ技術等の紹介・説明、省エネ優良工場等の見学、中小企業を中心とした省エネ技術普及等について講座を開催する。
また、改正省エネ法に即応する人材の育成のため、「管理標準」、「定期報告書」、「中長期計画書」の作り方・書き方等を重点的に説明する講座を全国で開催する。
- 2) 省エネルギー技術の実習
省エネ技術に係る実践的な知識を習得するため、実習設備を活用した講座を開催する。また、最新のエネルギー管理技術の多面的な分析・説明を通じ、具体的な省エネ管理手法等の習得を目指す実習講座を開催する。
- 3) 企業等の個別ニーズに応じた省エネルギー人材育成
企業や団体等の個別ニーズに柔軟に対応して、省エネ技術の普及や関連人材育成等について社内研修、講演、講習会等を行う出前講座を開催し、或いは講師派遣を行う。
- 4) エネルギー管理の専門知識の習得
エネルギー管理士試験のレベルを念頭に、省エネ中核人材育成のための教育講座を全国で開催するとともに、企業内での教育手段として活用できる通信教育講座を実施する。

(2) その他関連人材の育成・活動に係る支援

- 1) 省エネルギー活動実施事例発表会 [自主事業]
地域の企業、事業所等が行った省エネ活動事例を発表する場を設定することを通じ、省エネ関連人材の育成、管理技術の向上等への企業等の取り組みを促進するとともに、他の参考としてその成果を広報する。
- 2) 業務用ビルの省エネルギー管理人材の育成 [一部自主事業]
今後の省エネが期待される業務用ビルについて、省エネ対策効果の「見える化」のために開発された「エネルギー消費目標値算定ツール」の普及を行うとともに、ツールを活用できる人材を育成するための研修を行う。

また、関係団体との連携のもと研修等を検討し、ビルマネジメント担当者の省エネの知識の向上を図る。

3) 「省エネルギー普及指導員」の養成

省エネ実践行動の拡大のために、地域における中核的或いはリーダー的要員として指導的役割を果たす人材「省エネルギー普及指導員」を育成する研修を行う。

4) 国内クレジット制度活用推進のための人材育成研修の支援

二酸化炭素削減に係わる国内クレジット制度の活用を推進するアドバイザー、コーディネーター等を対象とする研修事業を支援する。

5) エネルギー管理士の資格保有者等に係る情報提供

エネルギー管理士の資格保有者の活動ニーズと事業者等の資格者活用ニーズをマッチングするため、Web サイトにおいて当センターに登録された資格者の情報を検索できるサービス、事業者等の資格者活用希望を掲示できるサービスを提供する。

また、活動中のエネルギー管理士等に対しては、最新情報の提供による技能向上、連携強化のためのネットワーク整備を図る。

(3) 省エネルギーの教育素材ともなる月刊誌、単行本及び手帳の発刊 [自主事業]

1) 月刊「省エネルギー」誌の発刊

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌である月刊「省エネルギー」誌について、改正省エネ法関連、最新技術等タイムリーな情報を教育効果等にも配慮しながら充実し、読者層の拡大を図る。

2) 単行本及び手帳の発刊

省エネに関する各種データ集、省エネ法の関連書籍、省エネ技術に関する専門書・実務書等各種図書の発刊を計画するほか、工場及びビルそれぞれのエネルギー管理担当者向けに2種類の手帳を発刊する。

IV. 国際協力の推進

我が国の優れた省エネ技術等への期待がさらに強くなっている国際協力の推進については、二国間・多国間の政府間合意等のもとで、エネルギー管理士制度等の普及を含む人材やノウハウに係る協力を中心に専門家派遣、研修生の受入等の事業を積極的に展開する。これら事業実施にあたっては、海外機関や研修経験者とのネットワーク強化を併せて行う。

また、官民連携した省エネ・新エネに係る製品・技術の国際的普及のための機関「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」への運営支援等を円滑に実施する。

(1) 専門家の派遣

アジアの重点国を中心に、延べ約 130 名の専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

- ・工場、ビル等のエネルギー診断を含む現場のエネルギー管理、省エネ技術の普及
- ・我が国のエネルギー管理士制度等の法制度に関する情報提供や指導
- ・当該国に適した省エネ施策の立案・推進、省エネ普及活動の基盤構築

また、アセアン諸国に対する省エネ技術移転の拡充を図るため、ASEAN Center for Energy (ACE) 等の機関を通じた技術専門家の派遣を行う。

(2) 研修生の受入

中国、インド等アジア地域を中心とした発展途上国や中東、中南米、南アフリカ等の資源国等から政府関係者、技術者等約 460 名の研修生を受け入れ、我が国の先進的な省エネ政策・法制度、産業におけるエネルギー管理等に関する研修を実施し、当該国での省エネ推進を体系的に支援する。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）に協力し、政府関係者を対象とした省エネ政策、技術等の研修を実施する。

(3) アジア省エネルギー協力センターの運営

省エネに資する情報を、ワンストップで提供するために設立されたアジア省エネルギー協力センターにおいて、以下の活動を行う。

- ・Web サイト等により、省エネ政策や技術に関する各種情報の発信
- ・アジア諸国の省エネ推進機関とのネットワークの構築
- ・アジアを中心とした各国のエネルギー関連機関等からの情報収集・分析

(4) 省エネルギー等ビジネス国際協力の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術をビジネスベースで海外に普及促進するため、平成 20 年 10 月に設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下支援を行う。

- ・優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」による情報発信
- ・優れた省エネ技術等の海外普及のための調査や新たなビジネスモデルの創出
- ・以上の活動にかかわる今後の政策上の課題の提言等

V. 国家試験・研修・講習の実施

省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、「エネルギー管理士」に係る国家試験及び研修、「エネルギー管理員」及び「エネルギー管理企画推進者」に係る講習を受験者・受講者の利便性等を考慮しつつ、厳正かつ円滑に実施する。

- (1) エネルギー管理士試験の実施 [自主事業]
省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を平成22年8月上旬、全国10会場において実施する。

- (2) エネルギー管理研修の実施 [自主事業]
省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を平成22年12月中旬、全国6会場において実施する。
また、平成18年施行の改正省エネ法に伴う熱・電気の一体管理に対応するための旧エネルギー管理士等に対する「特別研修」を平成22年6月中旬に実施する。なお、本特別研修は、本年度が5年間の移行措置の最終年度となる。

- (3) エネルギー管理講習の実施 [自主事業]
省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理講習（新規講習）を上期に1回（平成22年6月から7月）及び下期2回（平成22年11月から12月及び平成23年2月から3月）の計3回、全国で実施する。
なお、平成22年度の講習から、改正省エネ法に基づき、従来のエネルギー管理員に加えて、新たにエネルギー管理企画推進者を対象とする。